

本書刊行後、実務での扱いに変化があったため、それらを織り込んで、103頁第一段落（2行目以下）の記述を以下のように改める。

地震保険では、分損をさらに大半損、小半損および一部損に分けている。大半損とは、建物では主要構造物の損害額が建物の時価の40%以上50%未満、または焼失、流出した床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満の場合である。家財では、損害額が家財の時価の60%以上80%未満の場合である。小半損とは、建物では主要構造物の損害額が建物の時価の20%以上40%未満、または焼失、流出した床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満の場合である。家財では、損害額が家財の時価の30%以上60%未満の場合である。契約金額の50%（時価の50%を限度とする）が保険金として給付される。